

令和7年度 丹波市防災会議次第

日時：令和8年1月22日（木）

午後2時00分から

場所：丹波市役所 第1会議室

一部オンライン開催

1 開 会

2 会長あいさつ

3 事務局自己紹介

4 報告事項

（1）令和7年度「自然災害の対応状況」について 〈資料NO. 1〉

（2）令和7年度「防災・減災等の取組」について 〈資料NO. 2〉

（3）令和8年度「防災・減災に係る取組、事業の予定」について 〈資料NO. 3〉

（4）令和7年度からの災害配備体制について 〈資料NO. 4〉

5 協議事項

（1）丹波市地域防災計画の改定について 〈資料NO. 5〉

（2）国土強靭化 丹波市地域計画の改定について 〈資料NO. 6〉

（3）丹波市防災資機材備蓄計画の策定について 〈資料NO. 7〉

6 その他の事項

7 閉 会

令和8年1月21日からの大雪の被害状況について
(令和8年1月22日(木) 8時30分現在)

1 気象等の状況

(1) 気象情報について

1/21 (水) 9:47 【発表】雷注意報
15:40 【発表】大雪・着雪注意報
21:20 【発表】大雪警報

【今後の見込み】

1/22 (木) 夕方ごろまで大雪警報継続見込 (神戸地方気象台に確認)

(2) 積雪状況について

路線名	観測箇所	積雪	降雪
(国) 427号	丹波市青垣町遠阪(遠阪峠)	18cm	18cm
(国) 427号	丹波市青垣町大名草(大名草)	9cm	9cm
(国) 429号	丹波市青垣町中佐治(中佐治)	12cm	12cm
(主) 青垣柏原線	丹波市青垣町西芦田(西芦田)	13cm	13cm

2 災害配備体制

1/21 (水) 21:20 連絡員待機

3 被害等の状況

(1) 人的被害

なし

(2) 住家被害

なし

(3) その他被害

なし

(4) 孤立集落

なし

(5) 停電

なし

(6) 主な道路の状況

なし

(7) 主な鉄道の状況

JR加古川線 谷川-加古川間 終日運転取りやめ

4 避難等の状況

(1) 避難指示等の発令状況

なし

(2) 避難所の開設

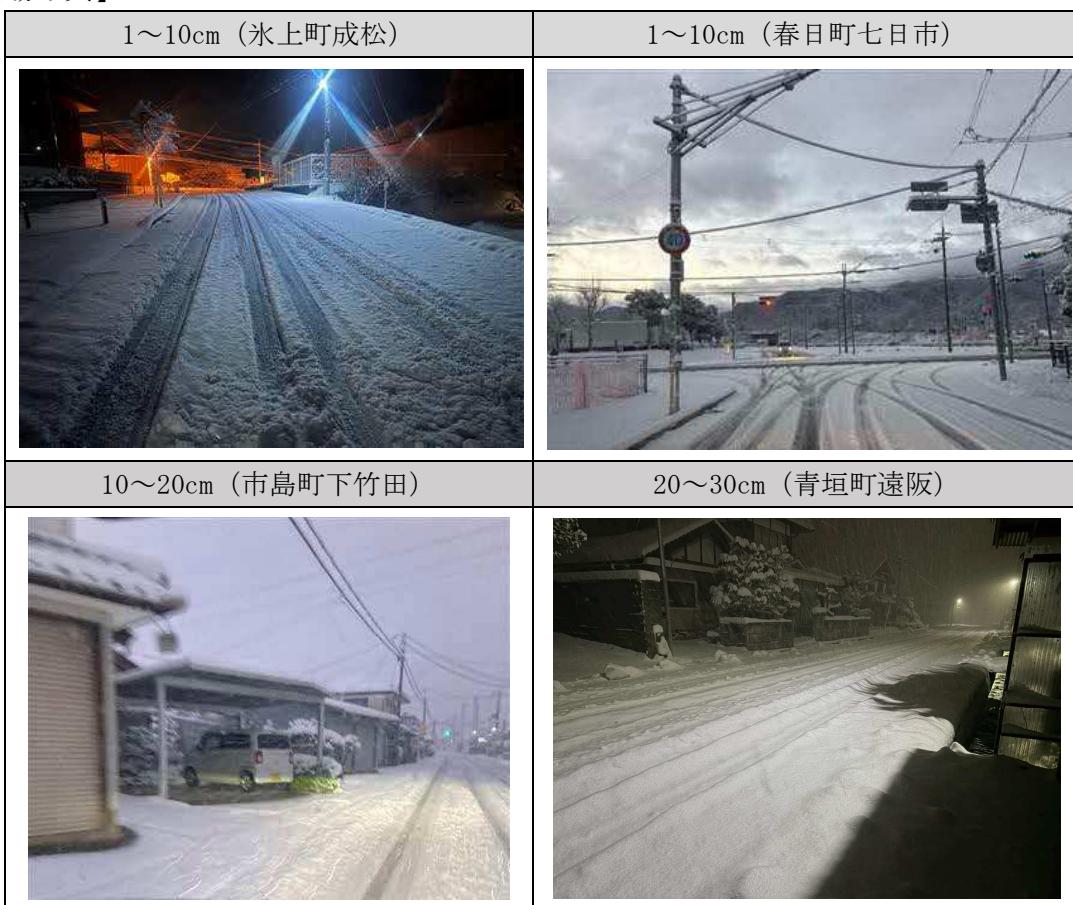
なし

5 道路積雪状況 職員調査結果

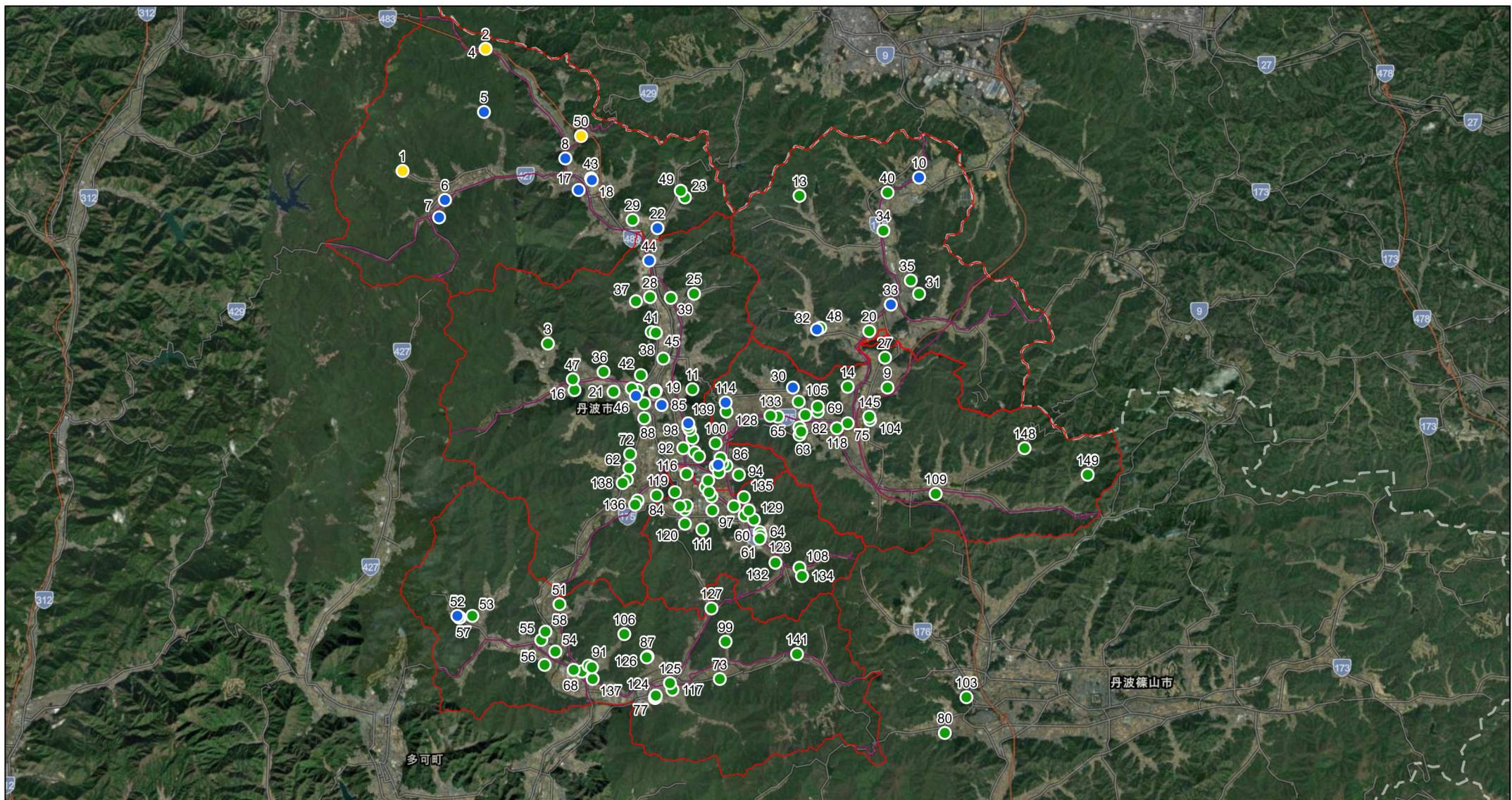
- 市内各地の状況確認のため、周辺道路の積雪深を調査

積雪深 (cm)	1~10cm	10~20cm	20~30cm	合計
回答数 (件)	129	18	3	150

【現場写真】



大雪現況調査図



2026/1/22 8:34:32

1:173,147

大雪時調査票

- 20~30cm (30cm : A4の長辺の長さ)
 - 1~10cm (10cm : はがきの短辺(横)の長さ)
 - 10~20cm (20cm : ペットボトル500mmの高さ)
- 国道
- 旧町

0 1.75 3.5 7 mi
0 2.75 5.5 11 km



Earthstar Geographics, Sources: Esri, TomTom, Garmin, FAO, NOAA, USGS, © OpenStreetMap contributors, and the GIS User Community

令和7年度 自然災害の対応状況について (令和7年4月～令和7年12月)

〔概 要〕

令和7年度は大雨警報が1回発令され、職員待機などの警戒態勢をとったが、幸い大きな被害は発生しなかった。しかしながら、令和7年7月には氷上町で林野火災が発生し、兵庫県消防防災ヘリ及び兵庫県警察本部ヘリ等を要請し消火活動を行った。また、8月には突発的な雷雨の影響を受け、氷上地域、市島地域で長時間停電が発生したため、該当自治会への復旧見込等の連絡を行うなどの対応を行った。

さらに、7月にはカムチャッカ半島付近を震源とする巨大地震が発生し、国内広域に津波注意報が発表されるなど、地震活動が活発となつた。

〔対応状況〕

(1) 令和7年8月25日 大雨

湿った空気や日射の影響で大気の状態が不安定となり、25日夕方から夜のはじめ頃にかけて大雨となった。

本市では、25日19時54分に「大雨警報（土砂災害、浸水害）、洪水警報」、19時57分に「記録的短時間大雨情報（110mm）」が発表され、市内局所で激しい雨が降ったが、その後雨が小康状態となり大きな災害に至らなかった。

〔降雨状況〕

- ・時間最大雨量 … 75mm (8/25 20:00まで 青田)
- ・最大総雨量 … 128mm (8/25 青田)

〔気象警報等〕

発表内容	発表時間	解除時間
大雨警報（土砂災害、浸水害）、洪水警報	8月25日（月） 19:54	8月25日（月） 21:27
記録的短時間大雨情報	8月25日（月） 19:57	—

〔本部体制〕

本部体制	設置時間	廃止時間
連絡員待機	8月25日（月） 19:54	8月25日（月） 21:30
準備体制	8月25日（月） 20:30	8月25日（月） 21:30

〔避難情報〕

避難所開設なし

〔被害写真〕

山南町上滝	山南町上滝
	

(2) その他

① 7月7日（月）林野火災

【場所】

丹波市氷上町 安全山 南側中腹

【概要】

安全山中腹から出火し延焼

【焼損面積】

3.3a（速報値）

【活動概要】

日	活動概要
7月7日（月）	<ul style="list-style-type: none"> 指揮本部を安全山登山口に設置 消防本部職員31名、消防車両10台出動 消防団員約100名、消防団車両9台、氷上支団指令車1台出動 兵庫県消防防災ヘリ2機、兵庫県警察本部ヘリ1機出動 午後6時53分 日没のため消防隊員の活動を中断 現場指揮本部を設置（継続）し24時間監視体制を継続
7月8日（火）	<ul style="list-style-type: none"> 午前4時30分 消防本部職員21名、消防車両7台出動 午前5時 氷上支団第3分団 消防団員約55名、消防団車両5台 出動 午前6時35分 兵庫県消防防災ヘリ2機要請（情報収集、散水活動） 午前7時00分 後発隊出動 (消防本部職員5名、消防団：副団長1名、団員3名) 背負い式消火水のうを防災ヘリで山頂へ搬送。背負い式消火水のうによる消火活動 午前9時35分 鎮圧（速報値：焼損面積3.3a<30m×11m>） 午後1時30分 氷上支団第3分団 消防団員8名増員 63名出動 午後5時 活動終了、消防本部にて24時間監視体制を継続
7月9日（水）	<ul style="list-style-type: none"> 午前8時30分 消防本部職員12名、消防車両3台出動 鎮火確認及び原因調査を実施 午前8時53分 現場指揮本部 設置、原因調査隊 入山（9人） 午前10時37分 鎮火

② 8月27日 氷上地域、市島地域長時間停電

日時	停電発生地域	停電復旧地域
8月27日 14:51	氷上町三原	
8月27日 15:14	市島町岩戸、上垣、上田、上竹田、下竹田、中竹田	
8月27日 15:42	氷上町犬岡、成松、西中	
8月27日 17:25		氷上町犬岡、成松、西中
8月27日 18:21		市島町岩戸、上垣、上田、上竹田、下竹田、中竹田
8月28日 9:55		氷上町三原

【対応状況】

- 該当自治会長へ復旧見込等を連絡

令和7年度 防災・減災等の取組について

1 個別避難計画に基づく停電時の訓練【新規】

災害時において避難行動要支援者の実効性ある個別避難計画の作成を目的とし、人工呼吸器を使用されている常時介助が必要な方とそのご家族、避難支援関係者らの協力のもと、水害、停電発生を想定とした訓練等を実施した。

訓練内容は、自宅敷地内に設置している非常用発電機の使用方法確認、市が備蓄している蓄電池、スポットクーラーの仕様確認及び有事の際における避難支援の一連のフローの確認を行った。

- ・日 時／令和7年8月25日（月）
- ・場 所／訓練対象者の自宅

2 災害時避難行動要支援者名簿の作成

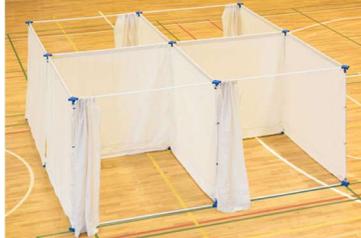
災害対策基本法第49条の10に基づき、避難行動要支援者の把握及び避難支援等を実施するための基礎とする名簿（避難行動要支援者名簿）を作成し、自治会等の避難支援等関係者に対し名簿の提供に関する案内を行った。本市における避難行動要支援者の人数及びその対象者に対する個別避難計画が作成されている件数については以下のとおり。

令和7年11月1日現在

災害時要配慮者の人数	12,905人
避難行動要支援者の人数（避難行動要支援者名簿の数）	881人
避難行動要支援者のうち個別避難計画の作成件数	820件

3 令和7年度に購入した備蓄物品

本年度についても非常食の備蓄計画に基づき、5年間の長期保存が可能な非常食や毛布等の備蓄品を購入した。

そのまんまOKカレー (甘口・中辛) ×300食	非常用圧縮毛布 50枚	非常用圧縮タオルケット 50枚
		
災害避難所用間仕切り (4部屋セット) 1張	災害用トイレセット 7箱 (3,500回分)	避難所用簡易ベッド (発泡 ポリプロピレン製)
		

4 協定等の締結【新規】

- (1) 災害時における物資調達に関する協定
 - ・相手方／スギホールディングス株式会社様
 - ・協定日／令和7年7月17日（木）
 - ・協定内容／市の要請を受け、調剤薬を除く医薬品・医療用品、排泄ケア用品、日用消耗品等の物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給する。
- (2) 災害時相互応援協定
 - ・相手方／公益財団法人B&G財団様
 - ・協定日／令和7年9月9日（火）
 - ・協定内容／市の応援要請を受け、公共施設の提供、車両及び資機材の提供等を行う。

5 教育関係機関との防災教育の取組

(1) 春日中学校（全校生徒）

- ・実施日／令和7年6月20日（金）
- ・内 容／防災講話、初期消火訓練

防災学習の様子①	防災学習の様子②
	

(2) 小川小学校（全校生徒）

- ・実施日／令和7年6月25日（水）
- ・内 容／防災クロスロード

防災学習の様子①	防災学習の様子②
	

(3) 柏原高等学校（全校生徒）

- ・実施日／令和7年7月10日（木）
- ・内 容／避難訓練、防災講話

避難訓練の様子①	避難訓練の様子②
	

（4）新井小学校（4年生）

- ・実施日／令和7年9月19日（金）、10月2日（木）、10月10日（金）
- ・内 容／地域の災害リスクと避難行動について

防災学習の様子①	防災学習の様子②
	

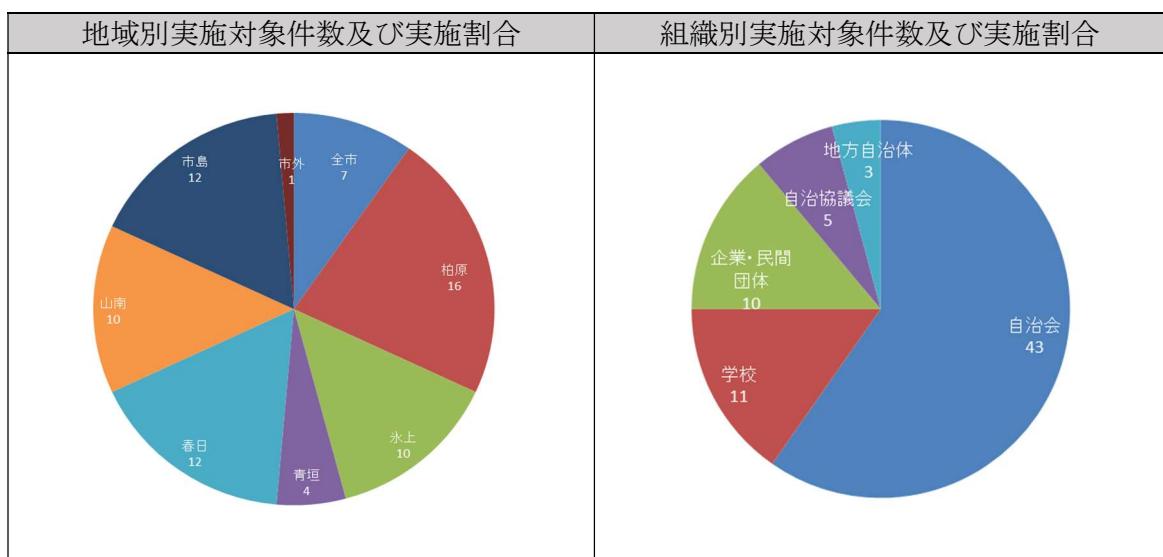
（5）竹山小学校（4年生）

- ・実施日／令和7年10月23日（木）
- ・内 容／地域の災害リスクと避難行動について

防災学習の様子①	防災学習の様子②
	

6 自主防災組織等防災訓練・研修（R7.4～R7.10月末時点）

- 防災訓練・研修実施件数／72件（延べ参加者数：約3,677人）
- ・訓練内容／初期消火訓練、煙体験、避難所開設訓練、防災講話など
 - ・実施協力／丹波市防災会、丹波市栄養士会
- ※自主防災組織数／253自治会（約85%）



地域	人数
全市	7
柏原	16
水上	10
青垣	4
春日	12
山南	10
市島	12
市外	1

組織	件数
自治会	43
学校	11
企業・民間団体	10
自治協議会	5
地方自治体	3

7 自主防災組織育成助成事業 (R7.4～R7.10月末時点)

自主防災組織を結成している自治会を対象に、防災資機材の購入や防災訓練を実施する際の材料費等を補助した。

補助率8割（上限額4万円）

- ・交付対象自治会数／41自治会
- ・助成金総額／1,442千円
- ・主な購入資機材

土嚢袋	簡易トイレセット	非常食

8 自主防災組織強化事業補助金 (R7.4～R7.10月末時点)

自主防災組織を結成している自治会を対象に、防災活動において活用する非常用電源の購入に要する費用等を補助した。

- ・補助率8割（上限額15万円）
- ・交付対象自治会数／17自治会
- ・助成金総額／2,225千円

発電機15件、蓄電池4件

発電機	蓄電池

9 「心つなぐ」防災の日イベント 丹波市防災フェスタ

「丹波市“心つなぐ”防災の日」にちなみ、風水害の発生時や避難生活を体験し、防災・減災に対する自助意識の醸成を図るため、「丹波市防災フェスタ」を開催した。

丹波市商工会、丹波市栄養士会、兵庫県看護協会等により強力いただき、発災から避難所生活に至る体験型のブース展示や防災講話を実施した。

- ・実施日／令和7年9月28日（日）
- ・場所／ゆめタウン ポップアップホール
- ・内容／①防災・減災に関する体験型のブース展示
 - ・実際に避難所で使う寝具等の用品を設置し、避難生活体験（丹波市）
 - ・発災から避難所生活に至る体験型のブース展示（丹波市商工会）
- ②特別ブース
 1. 出展者／丹波市栄養士会
内容／食と防災についての講話
 2. 出展者／兵庫県看護協会
内容／まちの保健室
- ・参加数／280名（前年度：236名）

《各ブース参加数》

ブース内容	参加人数
①土のう積体験	256
②災害体験 VR	29
③LIFE BOX 早着替え	119
④ドローンシミュレーター	125
⑤避難所トリアージ	222
⑥段ボールトイレ組立体験	139
⑦避難所体験	63
⑧防災と食	210
⑨万能コンロ	139
⑩まちの保健室	114

イベントの様子①	イベントの様子②

10 コミュニティFM出演による防災・減災関連情報の発信

市民の防災・減災意識の高揚や自助・共助の取組みを推進し、各種防災関連情報を周知するために、FM805 たんばに市民安全課職員及び丹波警察署員が毎月1回出演（第2火曜19時00分に放送）し、防災、交通、消費者問題等についての様々な情報を発信した。



11 職員対象の防災訓練

（1）職員防災訓練

出水期を迎えるにあたり、令和7年度の支部配備職員を各庁舎に参集させ、各班のメンバー確認及び担当業務の打ち合わせを行うとともに、本部からテレビ会議・IPトランシーバー・ArcGIS「Survey123」アプリを用いて情報発信を行う操作訓練を実施した。

・実施日：令和7年5月17日（土）午前7時00分～午前9時00分



（2）職員の専門研修受講

研修名	参加者
Lアラート全国合同訓練	防災係職員
災害対策専門研修	防災係職員
防災情報システム操作研修	防災係職員
市町村長の災害対応力強化のための研修【新規】	市長

（3）防災情報システムを活用した情報発信訓練【新規】

緊急時に情報発信を行う防災情報システムが適切に稼働し、連携している各媒体から情報配信ができるか確認するため、下記の日程で操作訓練を実施した。

	日時	備考
第1回	令和7年6月11日（水）午前11時	
第2回	令和7年7月16日（水）午前11時	
第3回	令和7年9月17日（水）午前11時	
第4回	令和7年10月15日（水）午前11時	FMたんば割込み（緊急一括）
第5回	令和7年12月10日（水）午前11時	FMたんば割込み（緊急一括）
第6回	令和8年1月21日（水）午前11時	予定
第7回	令和8年3月18日（水）午前11時	予定

12 今後の予定（令和7年11月時点）

（1）防災用品の寄贈

- ・寄贈元／丹波ひかみ農業協同組合
- ・寄贈日／令和7年12月23日（火）
- ・寄贈物品／VRゴーグル 6台

（2）北小学校避難所開設訓練【新規】

指定緊急避難所に指定している小学校で、地震発生を想定した避難所開設訓練を実施することにより、避難体験をする小学生児童の防災・減災意識の高揚を図るとともに、避難所運営担当である市の職員の技能習得を図る。また、自治振興会、警察等の外部機関と連携し、地域を巻き込み防災・減災意識の高揚を図る。

- ・実施日／令和8年1月16日（金）
- ・場所／丹波市立北小学校
- ・内容／
 - ・避難訓練・避難所体験
 - ・避難所開設・運営訓練
 - ・消防団放水
 - ・防災講話
 - ・防災・減災にかかるパネル展示
 - ・避難所資機材、グッズ展示
 - ・パッククッキングに関する講話
- ・参加団体／北小学校児童及び教員、幸世地区自治振興会、丹波市職員（水上支部救護班）、丹波警察署、丹波市消防団、丹波市栄養士会、その他防災・減災活動の関係団体

令和8年度 防災・減災に係る取組、事業の予定

1 丹波市地域防災計画の改定

令和7年度に行った地域防災計画の改定については、現行制度や現在行っている取組の追加等の改定となります。令和8年度は本部班体制の見直し等の改定を行います。

2 職員訓練の実施

出水期に備え、支部配備職員を対象に初動体制を確認するための説明会及び訓練を実施します。

3 防災備蓄品の購入

丹波市防災資機材備蓄計画に基づき、避難所対策用品及び衛生用品の充実を図ります。令和8年度については、大規模災害時の避難所における避難者のプライバシー確保と、良好な避難所環境の維持を図ることを目的に「避難所用間仕切り（パーティション）」等の、様々な備蓄物資を購入予定です。

4 VRゴーグルを活用した防災訓練の実施

自治会、学校及びイベントにおいて実施する防災訓練において、丹波ひかみ農業協同組合より寄贈いただいたVRゴーグルを活用することで、浸水や地震など自然災害のリアルな仮想体験を通じて、市民一人ひとりの「自助」意識の向上を目指します。

5 小学校を会場とする避難所開設訓練の実施

大規模災害の発生を想定し、小学校を避難所として開設・運営するための手順及び関係機関との連携を確認するため、避難所開設訓練を実施します。

○会場：丹波市内小学校（調整中）

○内容：避難所の開設・運営訓練、関係機関との連携
防災体験訓練、防災グッズ展示など

6 「心つなぐ」防災の日イベント（丹波市防災フェスタ）

「丹波市“心つなぐ”防災の日」にちなみ、防災・減災に対する自助意識の醸成を図るため、イベント実施を予定しています。

○会場：ゆめタウン ポップアップホール

○内容：防災・減災に関する体験型ブースの展示ほか

7 避難行動要支援者名簿の更新及び個別避難計画の作成

大規模な災害が発生した際に、高齢者や障害者などの要配慮者のうち、避難について特に支援を必要とする避難行動要支援者の把握し、名簿を作成するとともに、個別避難計画の作成を進めていきます。

8 防災情報アプリの研究

防災行政無線で発信する情報を補完する「防災情報アプリ」の運用に向け、アプリ仕様等について研究・検討を継続して行います。

令和7年度からの災害配備体制について

生活環境部市民安全課

災害配備の初動体制について、支部体制の課題を解決するため、以下のとおり変更します。

1 令和6年度までの支部体制の課題

- (1) 気象警報や水防指令の変更に伴い、配備該当基準の見直しが必要になった。
- (2) 被害発生までの間、警戒巡回や避難所開設に必要な人員が配置されていない。
- (3) 5つの班の業務が細分化しており、現状の活動と合致していない。
- (4) 第2号配備になる事案が少なく、災害対応経験を積めない職員が生じている。
- (5) 初期配備の職員が長時間勤務となってしまっている。
- (6) 局所的な災害時に被害の大きな支部へ応援配備する体制になっていない。

2 令和7年度からの体制見直し方針

- (1) 河川水位、降雨量などを基準に現状の時系列に合った配備該当基準へ見直す。
- (2) 警戒配備の段階で巡回活動、避難所開設等が可能な人員を配置する。
- (3) 支部の班業務を3班に集約する。
- (4) 職員の災害対応の経験年数等を考慮した体制とする。
- (5) 警戒配備が長時間となった場合、配備職員を交代させる。
- (6) 第2号及び第3号配備の職員を災害状況により流動的に他支部へ配備する。

3 配備該当基準（参考基準）の見直し

兵庫県の配備体制となる水防指令（第1号～第3号）を目安とする基準から、河川ごとの水位を基準とする水防警報（第1号～第4号）及び降雨量（時間雨量、累計雨量）を基準とする配備該当基準に見直します。（2頁表1参照）

【参考1】準備配備基準 水位監視河川の水防団待機水位（水防警報第1号基準水位）

高谷川 (上流)	加古川 (本郷)	葛野川 (上成松)	柏原川 (小南)	竹田川 (上田)	加古川 (西中)	加古川 (佐治)	竹田川 (国領)	篠山川 (谷川)
1.40m	2.30m	2.20m	1.50m	1.80m	1.90m	1.30m	1.10m	2.50m

【参考2】警戒配備基準 水位監視河川の氾濫注意水位（水防警報第3号基準水位）

高谷川 (上流)	加古川 (本郷)	葛野川 (上成松)	柏原川 (小南)	竹田川 (上田)	加古川 (西中)	加古川 (佐治)	竹田川 (国領)	篠山川 (谷川)
2.00m	3.30m	2.80m	1.80m	2.50m	2.80m	1.60m	1.50m	3.70m

【参考3】第1号配備基準 水位監視河川の氾濫危険水位

高谷川 (上流)	加古川 (本郷)	葛野川 (上成松)	柏原川 (小南)	竹田川 (上田)	加古川 (西中)	加古川 (佐治)	竹田川 (国領)	篠山川 (谷川)
2.70m	4.60m	3.40m	2.10m	3.10m	—	—	—	—

（表1）災害配備該当基準（風水害）の変更

配備体制	令和6年度まで	令和7年度以降
<u>連絡員待機</u>	①大雨、洪水、暴風又は大雪の警報が発表されたとき【自動参集】 ②台風の接近又は前線の影響等に伴って大雨、洪水、強風（暴風）の注意報又は警報が発表されたときであって、くらしの安全課長が必要と認めたとき	変更なし
<u>準備配備</u>	①大雨、洪水の警報が発表され、かつ水防指令第1号が発令されたとき【自動参集】	大雨で市内のいづれかの河川が水防団待機水位（水防警報第1号基準水位）に達し、さらに水位上昇が予想されるとき
<u>警戒配備</u> ●災害警戒本部	①大雨、洪水の警報が発表され、かつ水防指令第2号又は水防警報第1号が発令されたときであって、生活環境部長又は総務部長が必要と認めたとき ②比較的軽微な規模の災害、若しくは、局地的な災害が発生したとき、又は市長が特に必要と認めるとき	1 市内のいづれかの河川が氾濫注意水位（水防警報第3号基準水位）に達し、さらに水位上昇が予想され、生活環境部長が必要と認めたとき 2 市内のいづれかの観測所で時間雨量40ミリ以上を観測又は累計雨量が100ミリを超過すると見込まれ、生活環境部長が必要と認めたとき 3 軽微な規模の災害、局地的な災害が発生し、市長が必要と認めたとき 上記1～3のいづれかに該当したとき
<u>第1号配備</u> ●災害対策本部設置	①大雨、洪水、暴風、大雪、及び暴風雪により人的被害、家屋被害を伴う災害が発生し、又はその発生が予想されるとき ②大雨、暴風等気象に関する特別警報が発表されたとき ③気象情報や、災害発生状況又は突発性災害の発生により、市長が必要と認めるとき ④水防指令第3号又は水防警報第2号が発令されたとき	1 大雨、洪水、暴風により人的被害、家屋被害が発生又は発生が予想されるとき 2 丹波市に土砂災害警戒情報が発表されたとき 3 市内のいづれかの河川が氾濫危険水位に達し、さらに水位上昇が見込まれるとき 上記1～3のいづれかに該当したとき
<u>第2号配備</u>	第1号配備体制では対処できない規模に災害が拡大するおそれがあるとき	第1号配備体制では対処できない規模に災害が拡大するおそれがあるとき
<u>第3号配備</u>	市内全域にわたる災害が発生し、局地的な災害であっても被害が特に甚大なとき	1 第2号配備体制で対処できない規模に災害が拡大するおそれがあるとき 2 班活動への円滑な引継ぎに人員が必要なとき (参考) 特別警報の発表、氾濫発生情報など

4 配備体制等の変更及び各班の担当業務

- (1) 警戒配備の段階で避難所開設、警戒巡回活動、軽微な応急対応等の活動が可能な体制とします。
- (2) 現状の支部の5班体制を総務班、救護班、機動班の3班体制に変更し、業務を集約します。（表2）
- (3) 第2号配備時点の配備人数は各支部、支部長以下40名を確保します。（表3）

(表2) 各班の主な業務

班又は役職	担当業務
支部長	<ul style="list-style-type: none"> ・支部全体の防災活動の総括、指揮 ・支部配備職員の追加配備等の判断、指示
総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・支所庁舎機能の確保 ・各支部の職員参集状況の把握・確認 ・市民からの通報対応（来庁・入電対応、Survey123による状況報告） ・被害情報の更新（Webマップの更新） ・救護班、機動班との連携、調整 ・被害情報等の担当部署、関係機関等への伝達 ・消防団支団との連携・調整（消防総務課消防団係職員を配置） ・本部との連絡・調整（重要事案の連絡、テレビ会議の実施）
救護班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設、運営
機動班	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内の警戒活動、要警戒箇所の巡回（Webマップの活用） ・被害現場確認、状況報告（Survey123による状況報告） ・通行止め等、被害現場の応急対応（バリケード設置等） ・建設部、消防団支団との情報共有、連携

(表3) 支部の体制別配備職員

	全体		支部長		総務班		救護班		機動班		情報収集班		資材調達班	
	R6まで	R7以降	R6まで	R7以降	R6まで	R7以降	R6まで	R7以降	R6まで	R7以降	R6まで	R7以降	R6まで	R7以降
連絡員待機	2	-			2	-								
準備配備	4	5	1		3	3			-		2			
警戒配備	4	16	1	1	3	3			3		9			
第1号配備	14~21	28	1	1	4~8	6	3	6	2~4	15	2~4		2~3	
第2号配備	39~58	40	1	1	6~8	9	9~17	9	9~13	21	8~12		5~10	
第3号配備	59~71	54~65	1	1	6~10	-	12~22	-	11~15	-	11~16		7~13	

※ 現行の配備人数は各支部の最小値～最大値で、合計は一致しない。

※ 令和7年度から第3号配備の各班の指定はしていない。

各体制の配備対象職員（風水害）

（表4）本部及び所属部の配備対象職員

配備体制	令和6年度まで	令和7年度以降
<u>連絡員待機</u>	くらしの安全課長、防災係長及び係員、消防団係長	市民安全課長、防災係職員及び市民安全課長が指名する職員【自動参集】 建設部連絡員職員
<u>準備配備</u>	生活環境部長、総務部長、福祉担当部長、建設部長、総務課長 くらしの安全課長及び課職員	総務部長、生活環境部長、建設部長 総務課長 消防総務課職員 道路河川課長及び道路河川課長が指名する職員 土木総務課長及び土木総務課長が指名する職員 市民安全課職員
<u>警戒配備</u> ●災害警戒本部	市長、副市長、教育長、技監兼入札検査部長、生活環境部長、総務部長、ふるさと創造部長、まちづくり部長、健康福祉部長、福祉担当部長、産業経済部長、建設部長、上下水道部長、教育部長、消防長、消防団長、筆頭副団長、くらしの安全課長及び課職員、総合政策課長及び課長が指名する職員、総務課長及び課長が指名する職員	【本部】 市長、副市長、教育長、技監部長、消防長、会計管理者、議会事務局長 (支部長は該当支部に参集) 消防団長、筆頭副団長 災害警戒本部名簿記載の職員（総合政策課、総務課、環境課） 【所属部配備】 所属部配備で部長又は課長が指名する職員（建設部、上下水道部、教育部等）
<u>第1号配備</u> ●災害対策本部	市長、副市長、教育長、理事、技監兼入札検査部長、生活環境部長、総務部長、ふるさと創造部長、まちづくり部長、財務部長、健康福祉部長、福祉担当部長、産業経済部長、建設部長、消防長、上下水道部長、教育部長、議会事務局長、会計管理者、消防団長、筆頭副団長、くらしの安全課長及び課職員、総合政策課長及び課長が指名する職員、総務課長及び課長が指名する職員	警戒配備に準ずる。
<u>第2号配備</u>	第1号配備に準ずる。	第1号配備に準ずる。
<u>第3号配備</u>	第1号配備に準ずる。	第1号配備に準ずる。 ★所属長は被害状況により、担当する班の活動準備又は活動を始める。

(表5) 支部の配備対象職員

配備体制	令和6年度まで	令和7年度以降
<u>連絡員待機</u>	各支所長、支所係長等 【2人】	★各支部総務班長が指名する職員 (市民安全課長が必要と認めるとき)
<u>準備配備</u>	支部長 支所長、支所係長等 消防団係職員 【4人】	総務班（3人） 機動班（2人） 【5人】
<u>警戒配備</u> ●災害警戒 本部	各支部において選出された職員 消防団員（職員と兼務の場合、班長以上の役職にあるものは、消防団員としての役割を優先し、その他の団員は、職員としての役割を優先する。以下同じ。） 【4人】	支部長 総務班（3人） 救護班（3人） 機動班（9人） 【最大16人】 消防団各支団専任副団長、副団長
<u>第1号配備</u> ●災害対策 本部	各支部において選出された職員 (3割程度) 【最大14～21人】	○支部の第1号配備職員 支部長 総務班（6人） 救護班（6人） 機動班（15人） 【最大28人】 ★長時間の警戒時は、警戒配備職員と交代する。
<u>第2号配備</u>	各支部において選出された職員 (5割程度) 【最大39～58人】	○支部の第2号配備職員 支部長 総務班（9人） 救護班（9人） 機動班（21人） 【最大40人】 ★各支部の災害発生・対応状況により、所属支部以外の支部へ配備する。
<u>第3号配備</u>	全職員	○全職員を災害対応に配備 配備先は、各支部の災害発生状況により本部から指示する。 支部体制から班活動への円滑な引継ぎを確保する。

★各支部の配備、参集人数は上記を目安に支部長、各班長で決定する。

(4) 排水機場等の配置職員

次の排水機場に建設部及び下記の建設部以外の職員を配置する。配置・交代等の指示は建設部が行う。

【柏原】母坪排水機場（2人）

【氷上】高谷川樋門・横田排水機場（2人）、稻継排水機場（2人）、
犬岡排水機場（3人）甲南排水機場（2人）、白山排水機場（2人）

【春日】三宝ダム（建設部土木総務課で対応）

【市島】市島中央排水機場（2人）

5 支部体制から本部の班体制について

支部体制は初動時に部署を超えた人員を集中配置し、警戒から応急対応、緊急一時避難場所の開設などの市民対応を中心とした役割を担います。

住家被害や被災避難者の発生、公共施設被害など、被害発生により、以降の対応が必要な事案については通常部署を基礎とする「班」で対応するものであり、支部体制から班体制への切替えは災害対策（または警戒）本部会議で決定します。

令和7年度 丹波市地域防災計画 改定概要

1. 第1編 総則

章・節	番号	内容	特記事項
第1章 第2節	第1 防災ビジョンの再設定	・上位計画を「第3次丹波市総合計画」に変更	
第2章 第1節	第1 地形と地質	・丹波地域の気象状況について、気象庁データに基づき最新版に更新	
第2章 第2節	第1 人口等	・令和2年国勢調査結果に基づきデータ更新	
	第2 観光入込客	・兵庫県観光客動態調査報告書に基づき令和5年度データに更新	
	第3 産業	・令和2年国勢調査及び農林業センサス結果に基づきデータ更新	
第3章 第1節	第1 台風・集中豪雨災害の履歴	・平成27年～令和6年までの台風、集中豪雨災害の履歴を追記（丹波市防災会議資料等を参考）	①
	第2 水害特性	・平成26年8月豪雨や平成30年7月豪雨による被害の影響を受け、地形・災害履歴による水害特性を各地域更新	
	第4 土砂災害 危険箇所・雪崩 危険箇所等	・兵庫県地域防災計画等に基づき土砂災害警戒区域等を更新 ・組織改編に伴う部署名変更（兵庫県）	
全体		<ul style="list-style-type: none"> ●令和7年度組織改編に伴う部署名変更 ・市民安全課 ●会社名変更 ・NTT西日本(株)（西日本電信電話(株)） ・NTTドコモビジネス株式会社（エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)） ・ソフトバンク(株)（ソフトバンクモバイル(株)） ●語句の修正 ・「災害時要援護者」から「災害時要配慮者」または「避難行動要支援者」に変更 	

【特記事項】

① 台風・集中豪雨災害の履歴

《改正理由》

平成 26 年までの災害履歴となっていたため

《改正内容》

以下の台風・集中豪雨災害の履歴等を追記

- ・平成 28 年：台風第 16 号の被害状況等
- ・平成 29 年：8 月 18 日集中豪雨、台風第 21 号の被害状況等
- ・平成 30 年：平成 30 年 7 月豪雨、台風第 24 号の被害状況等
- ・令和元年：全国的な災害の影響から重要課題を整理（非常用電源の整備、洪水浸水想定区域の更なる周知、垂直避難が困難な地域への避難計画作成）
- ・令和 2 年：新型コロナウイルス感染症での影響下における災害対応の課題（要配慮者利用施設における「避難確保計画」の作成とその実効性の確保）
- ・令和 3 年：8 月 14 日集中豪雨の被害状況等
- ・令和 4 年：7 月 3 日集中豪雨、台風第 14 号の被害状況等
- ・令和 5 年：台風第 7 号の被害状況等
- ・令和 6 年：5 月集中豪雨、11 月集中豪雨の被害状況等

※平成 27 年はなし

2. 第2編 災害予防計画

章・節	番号	内容	特記事項
第2章 第3節	第6 受援体制	・受援計画策定済みのため、文言の変更	
第2章 第6節		・地域防災拠点から「山南中央公園」を削除	
第2章 第8節	3 水防資機材	・排水用エンジンポンプを追記（令和6年度購入）	
第2章 第11節	第2 避難所の配置	・広域避難所から山南中央公園、和田中学校、丹波少年自然の家を削除	
第2章 第12節	第1 基本方針	・備蓄体制の基本方針について、丹波市備蓄計画に基づく旨を追記	①
第2章 第13節	第1 家屋被害認定士制度の整備	・家屋被害認定調査システム導入に伴い、家屋被害認定調査におけるデジタル化について追記	
第2章 第20節	第1 制度の概要	・準半壊特約について現行制度に合うよう修正	
第3章 第1節	第3 一般住民に対する防災知識の普及	・大規模地震時の電気火災の発生抑止として、感震ブレーカーの普及等について追記	②
第4章 第2節	第1 地震防災緊急事業の計画年度	・第6次計画の計画年度に修正	
第4章 第4節	第3 一般建築物耐震化の促進	・簡易耐震診断、ひょうご住まいの耐震化促進事業、防災ベッド等設置助成事業について、現行制度に合うよう要件（所得要件等）修正 ・簡易耐震改修工事費補助について追記	
第4章 第5節	第7 災害危険区域対策の実施	・「2 がけ地近接等危険住宅移転事業」について、現行制度に合うよう限度額等修正	
第5章 第4節		・気象観測装置設置施設名の更新	
全体		●令和7年度組織改編に伴う部署名変更 ・市民安全課 ・土木総務課 ・健康部 ・福祉部	

	<p>●会社名変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NTT 西日本(株)（西日本電信電話(株)） ・NTT ドコモビジネス株式会社（エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)） ・ソフトバンク(株)（ソフトバンクモバイル(株)） <p>●語句の修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害時要援護者」から「災害時要配慮者」または「避難行動要支援者」に変更 	
--	--	--

【特記事項】

① 備蓄体制等の整備に係る基本方針

《改正理由》

「必要な物資が届かない」「避難所のニーズと備蓄品が合致しない」といった地方自治体の備蓄における課題や実災害の教訓を踏まえ、備蓄物資の品目及び数量の抜本的な見直しを行い、災害レジリエンスの強化を図ることを目的に丹波市防災資機材備蓄計画を策定する。計画策定に伴い、基本方針は地域防災計画に定めるほか、詳細な方針については丹波市防災資機材備蓄計画に記載するため改正を行う。

《改定内容》

備蓄体制等の基本方針について、「詳細は丹波市防災資機材備蓄計画に定めるものとする。」を追記する。

② 住民参加による地域防災力の向上に係る一般住民に対する防災知識の普及

《改正理由》

過去の大規模地震において、電気を原因とする火災は半数以上を占めていることから、巨大地震の切迫性が高まりを見せている昨今において電気火災対策が課題となっている。また、内閣府、消防庁、経済産業省の連携のもと、大規模地震時の電気火災の発生抑制に関する検討会が行われており、検討会報告において、大規模地震への備えとして感震ブレーカー等の普及が求められているため、本市においても電気火災の発生抑止に向け、地域防災力向上に係る取り組みについて追記する。

《改定内容》

住民の防災意識の高揚を図るため、以下の取り組みについて追記

(7) 大規模地震時の電気火災の発生抑止

- ① 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、感震ブレーカーその他の物品、機械器具及び設備設置の促進
- ② 自主防災組織等が行う住宅における火災の予防に資する活動の促進（初期消火訓練等）

3. 第3編 災害応急対策、復旧・復興計画

章・節	番号	内容	特記事項
第1章 第2節	第1 配備体制	・令和7年度配備体制変更に伴う配備基準等の改正	①
	第3 災害警戒 本部	・令和7年度組織改編に伴う部署名等の変更	
	第4 災害対策 本部・支部	・令和7年度組織改編に伴う部署名等の変更	
第2章 第2節	第2 気象警報 等の情報を収 集・伝達する	・情報の伝達系統及び伝達手段内について、会社名 の変更 NTT ドコモソリューションズ株式会社（株式会社 NTT マーケティングアクト福岡 104 センター）	質疑 を受 け変 更
	第3 被害情報 等を収集・報告 する	・兵庫県等、組織改編に伴う部署名等の変更	
第2章 第3節		・兵庫県等、組織改編に伴う部署名等の変更	
第6章 第1節	第1 道路除雪 対策	・令和6年丹波市道路除雪計画に基づき内容を更新	
全体		●会社名変更 ・NTT ドコモビジネス株式会社（エヌ・ティ・テ イ・コミュニケーションズ（株）） ・ソフトバンク（株）（ソフトバンクモバイル（株）） ●語句の修正 ・「災害時要援護者」から「災害時要配慮者」または「避難行動要支援者」に変更	

【特記事項】

① 本市の災害対策組織における初動体制の基準

《改正理由》

災害配備の初動体制について、支部体制の課題を解決するために配備基準等を見直したため。

《改正内容》

以下の方針に基づいた改正を行う。

令和7年度からの体制見直し方針

(1) 河川水位、降雨量などを基準に現状の時系列に合った配備該当基準へ見直す。

- (2) 警戒配備の段階で巡回活動、避難所開設等が可能な人員を配置する。
- (3) 支部の班業務を3班に集約する。
- (4) 職員の災害対応の経験年数等を考慮した体制とする。
- (5) 警戒配備が長時間となった場合、配備職員を交代させる。
- (6) 第2号及び第3号配備の職員を災害状況により流動的に他支部へ配備する。

4. 第4編 原子力災害対策計画

章・節	番号	内容	特記事項
第1章 第1節		・上位計画（兵庫県地域防災計画、原子力災害対策指針等）の改定時期を更新	
第1章 第2節	第1 原子力施設等の事故災害	・原子力災害対策指針 第1 (2) ① (i) の抜粋内容を更新	
第3章 第1節	第1 原子力施設の事故災害	・広域避難の受け入れ避難所の変更（山南農業者等体育施設から大師の杜ホールへ変更）	
全体		<ul style="list-style-type: none"> ●部署名変更 ・市民安全課 ●語句の修正 ・「災害時要援護者」から「災害時要配慮者」または「避難行動要支援者」に変更 	

5. 資料編

番号	該当箇所	内容
1 (2)	防災会議構成委員名簿	・令和7年度名簿に更新
1 (3)	土砂災害危険箇所・危険区域一覧表	・兵庫県地域防災計画に基づき更新
1 (4)	山地災害危険地区一覧表	・兵庫県地域防災計画に基づき更新
1 (5)	雪崩危険箇所一覧表	・兵庫県地域防災計画に基づき更新
2 (4)	動員緊急連絡系統図	・令和7年度組織改編に伴う変更
2 (8)	水道緊急時対応	・最新版に更新（令和6年度）
3 (1)	警報・注意報等の種類・基準	・令和7年5月29日時点に更新（神戸気象台）
3 (3)	避難所の開設手順	・令和7年度配備体制変更に基づく修正（情報収集班を削除、総務班に変更）
3 (4)	避難所の初期運営手順	・令和7年度配備体制変更に基づく修正（情報収集班を削除、総務班に変更）
3 (7)	気象観測装置設置一覧	・設置施設名の修正

3 (10)	関係機関の通信窓口一覧表	・令和7年3月31日時点に更新
3 (11)	火災・災害等即報要領	・令和3年改正内容を反映
4 (1)	災害時応援協定一覧表	・令和7年9月末時点の協定締結状況に更新
5 (1)	消防の体制	・令和7年4月1日時点の組織体制に変更
5 (2)	消防の設備	・令和6年版消防年報に基づき更新
5 (3)	令和6年度の消防活動	・令和6年版消防年報に基づき更新
6 (3)	救護所	・統廃合に伴う学校名の変更 ・廃校を削除
7 (1)	指定緊急避難場所一覧	・令和7年9月末時点に更新
7 (2)	指定避難所一覧	・令和7年9月末時点に更新 ・設備状況（井戸、マンホールトイレ）について追記
7 (3)	広域避難所	・統廃合に伴う学校名の変更 ・丹波少年自然の家、和田中学校を削除
7 (6)	避難所等位置図	・Web版丹波市防災マップのURL等を更新
8 (2)	緊急交通路総括表	・兵庫県地域防災計画（資料編）内容に基づき更新
8 (4)	災害時用臨時ヘリポート一覧表	・兵庫県防災ヘリコプター臨時離着陸場適地一覧 (令和7年4月現在)に基づき更新
8 (6)	緊急通行車両等事前届出書及び事前届出済証の様式	・現在廃止制度のため削除
8 (6)	緊急通行車両確認申請書の様式	・最新版様式と差し替え
8 (7)	緊急通行車両確認証明書の様式	・兵庫県警ホームページより様式が削除されているため、併せて削除
9 (1)	備蓄物資一覧表	・協定内容を令和7年9月末時点に更新
9 (3)	し尿汲み取り許可業者一覧	・事業者情報を令和7年9月時点に更新
10 (1)	災害時要援護者関連施設一覧表	・市内施設開所状況に合わせて更新
10 (2)	その他	・医療施設を開設状況に合わせて更新 ・丹波市処方せん応需薬局一覧を開設状況に合わせて更新
11 (1)	応急仮設住宅建設予定	・山南中学校について、移転先内容に更新

	地一覧表	
11（3）	地下階層を含む施設一覧	・消防本部把握施設（最新版）に更新
13（1）	丹波市災害弔慰金の支給等に関する条例	・令和元年改正内容に合わせて更新
13（3）	生活再建制度一覧表	・制度概要を更新（中規模半壊世帯要件を追加）
13（4）	丹波市災害見舞金支給規則	・令和7年改正内容に合わせて更新
14（1）	指定文化財一覧	・令和6年3月22日時点に更新
14（2）	指定種別 指定文化財一覧	・令和6年3月22日時点に更新
全体		●語句の修正 ・「災害時要援護者」から「災害時要配慮者」または「避難行動要支援者」に変更

令和7年度 国土強靭化 丹波市地域計画 改定概要

1. 計画の趣旨

本計画は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法（以下、強靭化基本法）第13条に規定される国土強靭化地域計画として策定し、災害による被害を最小限に抑え、住民の生命や財産を守ることを目的として「起きてはならない最悪の事態」別の推進方針を定めている。

2. 計画改定の理由

近年の災害の教訓や気候変動、インフラ老朽化などの課題に対応し、防災・減災、国土強靭化施策をさらに加速・深化させることを目的に、強靭化基本法第11条の2第1項の規定に基づき、「第1次国土強靭化実施中期計画」が令和7年6月に閣議決定された。

また、国土強靭化 丹波市地域計画の終期を迎えることから、国や兵庫県のこれまでの取り組み及び第1次国土強靭化実施中期計画に定める新たな動向を踏まえた内容に改め、計画期間を延長した改定を行う。

3. 改定の概要

- ・現行の計画をベースに、国第1次国土強靭化実施中期計画の策定内容に沿った改定を行う。
- ・計画期間を「令和7年度から概ね5年とする」に改定する。
- ・「起きてはならない最悪の事態」別の推進方針及び強靭化を推進する主な事業について、各担当課に照会のうえ該当事業の追記等を行う。
- ・その他、組織改編に伴う部署変更、文言修正を実施。

4. 強靭化を推進する主な事業 取組状況

No.	目標内容	計画数	取組数			完了割合	取組割合
			完了数	実施中	計		
目標1	直接死を最大限防ぐ	92	62	18	80	67%	87%
目標2	救助・救急・医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	237	102	49	151	43%	64%
目標3	必要不可欠な行政機能は確保する	2	1	1	2	50%	100%
目標4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	0	0	0	0	0%	0%
目標5	経済活動を機能不全に陥らせない	8	3	3	6	38%	75%
目標6	ライフライン・燃料供給関連施設・交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに早期に復旧させる	4	1	2	3	25%	75%
目標7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	29	24	5	29	83%	100%
目標8	社会・経済が迅速かつ從前より強靭な姿で復興できる条件を整備する	2	0	2	2	0%	100%
計		374	193	80	273	52%	73%

丹波市防災資機材備蓄計画 策定概要

1. 策定に至る背景

能登半島地震で備蓄物資が不足した事態を踏まえ、令和7年5月に災害対策基本法が改正され、備蓄状況の「見える化」を通じて自治体の意識改革を促し、全体的な備蓄の充実を図るため、自治体の備蓄品公表が義務付けられた。

本市では、平成26年8月に発生した豪雨災害などから得た経験と教訓、さらには南海トラフ巨大地震等の大規模災害に対応するため、「非常食（アルファ化米等）の備蓄計画」に基づき食料品等の備蓄を進めてきたが、昨今、全国各地の災害で顕在化している備蓄における課題は、本市においても起こり得ることが予測される。

こうした国の動向や実災害の教訓と課題を踏まえ、備蓄物資の品目及び数量の抜本的な見直しを行い、災害レジリエンスの強化を図ることを目的に丹波市防災資機材備蓄計画を策定する。

2. 計画の概要

災害発生に備え、個人における備蓄（自助）、自主防災組織における備蓄（共助）、市による備蓄（公助）に基づく役割を担い、市民一人ひとりが「最低3日分、推奨7日分」の備えが達成されていることを前提としたうえで、本計画では、発災から2日分の食料、生活必需品について、自助・共助では賄えない部分を補完する「公助」として、計画的に物資を備蓄することとし、その備蓄する数量や品目、購入時期の計画等を定める。

《主な備蓄品目》

飲料水、ご飯、スープ、パン、リゾット、カレー、おかゆ、粉ミルク、段ボールベット、タオルケット、毛布、バスタオル、簡易トイレ（凝固剤）、生理用品、子供用おむつ、大人用おむつ、哺乳瓶、マスク、トイレットペーパー

《備蓄数量の根拠》

丹波市地域防災計画「丹波市直下【マグニチュード6.9直下地震（丹波市）】の被害想定に基づいた避難者数（6,296人）を基とする。備蓄する物資の対象年齢から品目ごとに対象人数を算出し、対象人数×2日分の備蓄を行う。

《備蓄物資の確保》

計画している備蓄物資は市で毎年度計画的に購入を行うほか、協定事業者等の供給による。

※詳細は丹波市防災資機材備蓄計画 P4以降を参照

3. 計画期間

令和8年度から令和13年度（6年間）